

北名古屋水道企業団監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、北名古屋水道企業団の定例監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

平成28年11月25日

北名古屋水道企業団

代表監査委員 大野 眞 一

定例監査の結果

1 監査の実施日

平成28年10月24日

2 監査の場所

北名古屋水道企業団 会議室

3 定例監査の方法

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、関係書類や監査資料を調査するとともに、関係職員から説明を聴取して、事務事業の執行が、適正かつ合理的、効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

特に監査の要点としては次の事項である。

- (1) ドライブレコーダーの運用管理について
- (2) 平成26年度に改正した「水道料金等の軽減又は免除に関する事務取扱要綱」に基づく減免について

4 監査の結果

監査を実施した事項及び事務事業の執行処理状況については、適正になされていると認められた。